

◆安全衛生教育計画表（2021年4月～2022年3月）

埼玉労働災害防止関係団体等連絡協議会

(注) 1. 数字は実施月を示します。 2. 教育種目・実施月は変更することがあります。 3. ◎、○は、連合会と地区協会との連携により実施、申込受付は、○の地区協会で行います。

実施機関 講習等の種類			労働基準協会										埼玉建設業労働災害防止協会	埼玉陸運業労働災害防止協会	埼玉林業労働災害防止協会	ボイラ協会埼玉支部	埼玉クレヨン支協会	ボイラ・クレイン協会埼玉事務所	江南クレイン教室	健康づくり事業団体	埼玉産業保健センター	建荷協埼玉県支部
			連合会	浦和地区	川口地区	大宮地区	熊谷地区	川越地区	春日部	所沢地区	行田地区	秩父地区										
資格取得	木材加工用機械作業主任者技能講習	9												8								
	プレス機械	5・7・10・2		2		5・12	10	10	10													
	乾燥設備	4・5・7・10・2																				
	地山の掘削及び土止め支保工											4・6・8 10・1										
	ずい道等の掘削等											3										
	ずい道等の覆工											3										
	はい												4・6・8 11・3									
	型枠支保工の組立て等											5・8・11・2										
	足場の組立て等											4・6・8 11・2										
	建築物等の鉄骨の組立て等											7・12										
講習	木造建築物の組立て等											6・10・2										
	コンクリート造の工作物の解体等											7・12										
	普通第一種圧力容器取扱														5・7・10・2							
	特定化学物質及び四アルキル鉛等	5・6・7・8・9・10 11・12・1・2・3	5・8・11	6・1		5・11			1	7・10									5・9・1			
	鉛	3																	12			
	有機溶剤	4・5・6・7・8・9・10 10・11・12・1・2	6・2	5・10		10・2	9		7・11	8・10・12	3								6・11・3			
	石綿	6・10										5・9・1							7			
	酸素欠乏・硫化水素危険	4・6・7・8・9・10 11・12・1・2																				
	床上操作式クレーン運転 技能講習														毎月1回	4・5・7 8・10・11 12・2	毎月1～2回					
	小型移動式クレーン運転														毎月1回 (8・1月除く)		毎月1～2回					
関係係	フォークリフト運転			5・7・9・11・3			5・12	5・7・9・11・3		6・9・3	5・9		毎月2回				5・6・7・9 10・11・1	毎月4～5回				
	ショベルローダー等運転																	毎月1～2回				
	車両系建設機械運転 (除く基礎工事用)																	毎月1～2回				
	高所作業車運転											5・11			6・10・3	9回 (6・10・3月除く)	毎月1～2回					
	玉掛け						5・11								毎月1回		毎月2～3回					
	ボイラー取扱														6・8・10 12・3							
	クレーン実技教習																	毎月2～3回				
	移動式クレーン																	5・6・8 10・1・3				
	ボイラー実技講習														10月除く 毎月1回							
	車両系建設機械(掘削系)特定自主検査者研修																				12/6～10(第22～4回)	
特別教育	車両系建設機械(基礎工事用)特定自主検査者																				10/18～23(第6/15～17回)	
	車両系建設機械(締固め用)特定自主検査者																				6/14～18(第8/15～17回)	
	高所作業車特定自主検査者																				1/26～28(第2/14～18回)	
	フォークリフト特定自主検査者																				7/12～16(第8/27～31/10回)	
	自由研削用といしの取替え等業務		9	6	8	1	5	1	5 (11月協会の共催)	12	7	4・8・12										
	動力プレスの金型等取付け・調整業務		7・12		3	7	4	10	4・12 (4月には川越協会の共催)													
	アーク溶接等業務		7・2			1																
	高圧電気取扱業務	9																				
	低圧電気取扱業務		8・2		8	3	10	6	10 (11月協会の共催)		5				5・7・9・11							
	チェンソー作業従事者																					
関係係	粉じん作業従事者 (法定外を含む)		10・3	12		7				1	9											
	産業用ロボット指示・検査等業務	5・9・1	10・3			8・2	9		9													
	クレーン運転業務															毎月1回		毎月2～3回				
	小型車両系建設機械運転業務																		4・7・9・12			
	石綿使用建築物等解体等作業 (4.5時間教育)											7・1										
	足場の組立て等の作業に係る業務 (6時間教育)										6	4・7・10・1										
	墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務										5	4・6・8 10・12・2			6・11・1		毎月1回					
	丸のこ等取扱作業従事者教育 (特別教育に準ずる教育)									10		9・3										

<裏面もご覧下さい>

